

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、「食」が重要であり、生きる上での基本です。そのため、すべての県民が心身の健康を確保し生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら、健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進することが重要です。

県では、岐阜県食育基本条例(平成17年条例第93号)を基に、「岐阜県食育推進基本計画(平成19年度～平成23年度)」「第2次岐阜県食育推進基本計画(平成24年度～平成28年度)」「第3次食育推進基本計画(平成29年度～令和5年度)」を策定し、18年にわたり、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、市町村、関係機関、団体等多様な関係者とともに総合的かつ計画的に食育を推進してきました。

しかしながら、近年人口減少や少子高齢化が急速に進み、世帯構造が変化するとともに食に関する価値観や暮らしのあり方も多様化していることで、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

そのため、栄養の課題として、栄養の偏りや不規則な食事が原因となる肥満や若年女性のやせ、生活習慣病、高齢者の低栄養など様々な課題が顕在化しており、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・重症化予防としても、健全な食生活を実践するための食育をさらに推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、在宅時間が長くなることにより家族で食卓を囲む機会が増え、食を見つめ直す契機となった反面、社会活動の制限に伴う、社会参加の機会の減少による孤立、外出の減少による体力の低下など、健康への影響が懸念されました。

一方、食を支える農業・農村の現場では、人口減少や高齢化による担い手不足が深刻化し、農業産出額も減少傾向にあることなどから、食品ロスの対策を含めた持続可能な食を支える食育の推進も求められています。

また、岐阜県内には古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な行事や作法と結びついた豊かな食文化が存在します。この食文化を受け継ぎ、次世代へ伝えていくことも重要です。

このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第4次岐阜県食育推進基本計画を策定します。

2 食育推進施策の基本的枠組み

(1)食育基本法

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成 17 年(2005 年)6 月に公布、同年 7 月に施行されました。

同法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することとしています。

(2)岐阜県食育基本条例

「岐阜県食育基本条例」は、食育の推進に関する基本方針を定め、県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活を確保することを目的として、平成 17 年(2005 年)12 月に公布され、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

<岐阜県食育基本条例の概要>

1 基本方針

- (1) 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。
- (2) 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。
- (3) 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

2 施策の基本となる事項

- (1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- (2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流の促進
- (4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- (5) 地産地消の促進
- (6) 食文化の継承のための支援
- (7) 食育の推進に関する普及啓発
- (8) 県民の意見の反映

3 基本計画

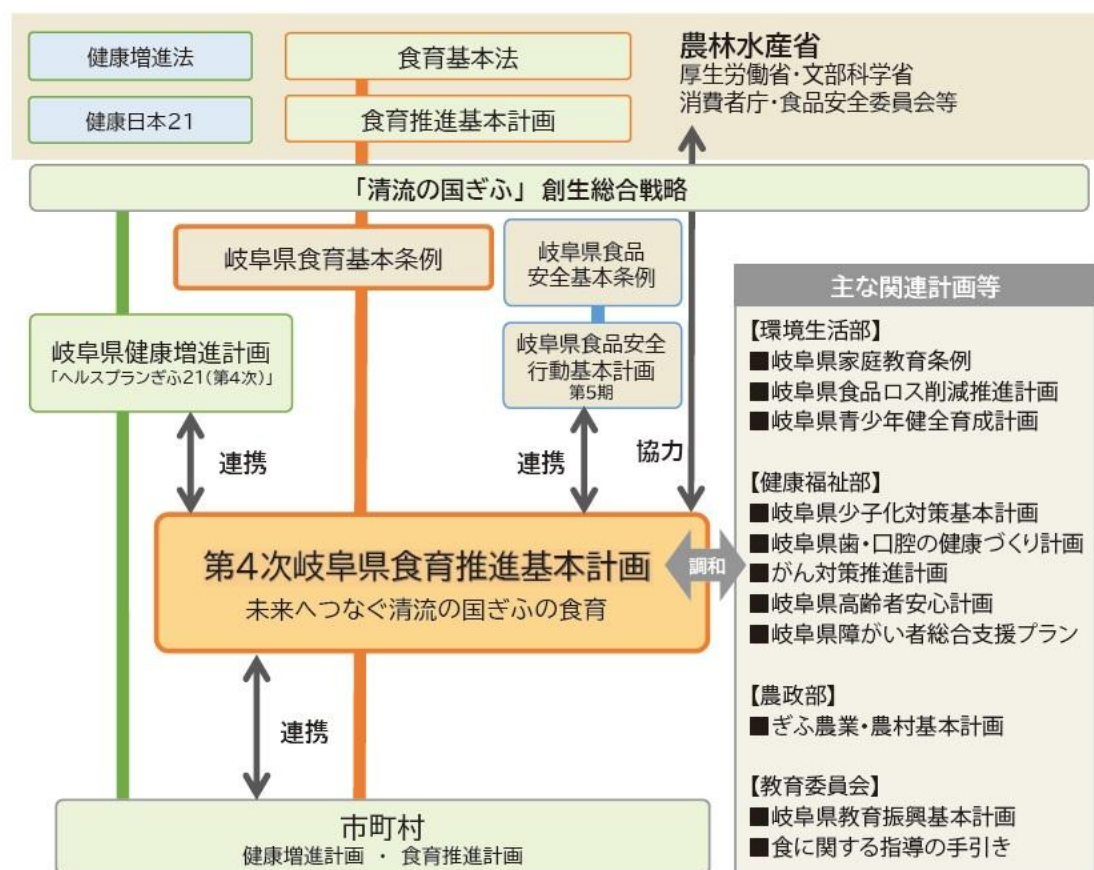
基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する目標
- (2) 食育の推進に関する施策の方針
- (3) 食農教育の推進に関する施策

(3)計画の位置づけ

本計画は、岐阜県食育基本条例第 21 条に基づく食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本計画であり、食育基本法第 17 条第 1 項に基づく都道府県計画として位置づけます。

また、国の食育推進基本計画、県が進める健康づくり計画であるヘルスプランぎふ 21、食品の安全性の確保等に関する岐阜県食品安全行動基本計画、その他県が作成する関連計画等との整合性を図ります。



(4)計画の期間

本計画は、令和6年度(2024 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの6年間を計画期間とします。

なお、計画の進行については、毎年点検することとし、社会情勢の変化、関連する諸計画などの状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(5)計画の進捗管理

ア 年次報告等

岐阜県食育基本条例第22条に基づき、毎年度、食育の推進に関して講じた施策について議会に報告し、その報告を公表します。

イ 推進状況の把握と効果等の評価

食育に関する計画を効果的に推進するためには、PDCA サイクルによりその進捗状況を常に把握し、目標の達成状況や施策の効果等を評価することで施策の見直しと改善を絶えず図ることが重要です。そのため、県民栄養調査、3歳児(保護者)及び高校生の食生活等実態調査等の基礎調査を実施し、結果を活用します。

3 食育に関する施策の推進体制

(1) 県民運動の展開

食育の推進に当たっては、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育に取り組むことが必要です。

このため、県民や関係団体等の自発的意思を尊重しながら、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等、多様な主体の参加と連携・協働の下、食育を県民運動として推進します。

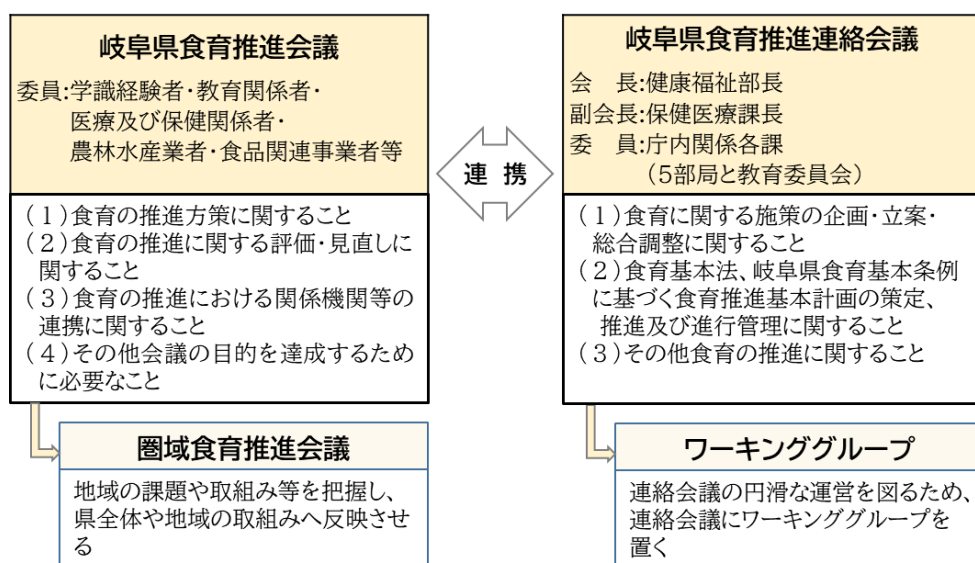
(2) 食育推進体制

食育に関連する分野は幅広いため、食育に関連する取組みを行っている主体も、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等多様かつ多数です。

様々な家族のあり方や生活の多様化といった、食育をめぐる状況の変化を踏まえつつ食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に関わる多方面の分野の関係者が主体的にその特性や能力を活かしつつ、かつ互いが密接に連携・協働してネットワークを築きながら、一層きめ細やかな食育の推進と変化する社会状況に適した新たな食育の広がりに対応できるような体制をつくることが重要です。

そのため、幅広く県民の意見を聴取し施策に反映させるとともに、各関係機関が一体となって食育を推進することを目的として「岐阜県食育推進会議」及び「圏域食育推進会議」を設置しています。

また、岐阜県の実情に即した食育の具体的推進方策を検討し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係各課からなる「岐阜県食育推進連絡会議」及び「ワーキンググループ」を設置し、食育に関する施策の企画・立案・総合調整、計画の推進や進行管理を行い、部局を横断して一体となって食育を推進します。



(3)関係者の役割

ア 県民

県民は、日常生活の基盤である家庭における食育を原点とし、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において自ら健全な食生活の実現を図るよう努めます。

イ 教育関係者

教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、「食に関する指導の手引き（文部科学省）」や「保育所保育指針（厚生労働省）」等を活用しながら、各教科等における食に関する指導などあらゆる機会と場所を利用して積極的に食育の推進を図るよう努めます。

ウ 農林水産業者

農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等の機会の提供などを通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めます。

エ 食品関連事業者

食品関連事業者は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行い安全な食品の提供を図るよう努めます。

また、企業の社会的責任活動の一環として食の循環や環境に配慮した食育や SDGs の視点で食育に取り組むよう努めます。

オ 医療及び保健、介護その他の社会福祉関係者

医療及び保健、介護その他の社会福祉関係者は、健康寿命の延伸につながる食育として、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防のための減塩及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防等の推進に努めます。

カ 職域保健関係者

職域保健関係者は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践し、地域と連携しながら職場における食育、健康支援に積極的に取り組むように努めます。

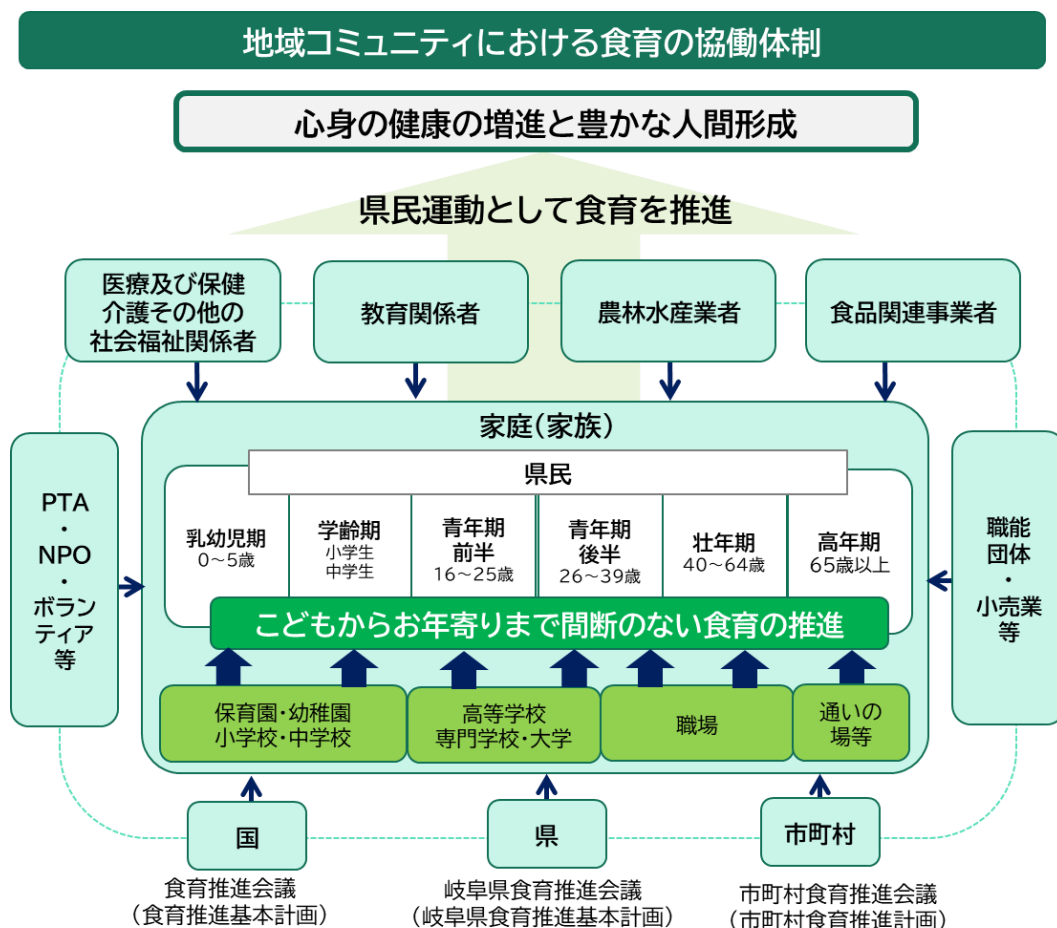
キ 市町村

市町村は、市町村食育推進計画に基づき、関係者と協働し地域の特性を活かした食育を推進します。また、県と密接な連携を図ります。

ク 県

県は、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、すべての関係者の連携と相互理解の下、食育を推進するために総合的な施策を策定し実施します。

また、食育の推進に関して広域的な取組みを必要とする施策については国等と協力して推進します。



(4)持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」ことを原則として、持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、2030 年までに達成する国連目標として 2015 年9月の国連サミットで採択されました。

このうち食育の推進は、日本の「SDGs アクションプラン 2023」の8つの重点事項のひとつである「健康・長寿の達成」の施策に位置づけられています。

そこで、第4次岐阜県食育推進基本計画では、持続可能な社会のために、特に「目標2 飢餓をゼロに」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資する食育を推進していきます。



出典：国連広報センター